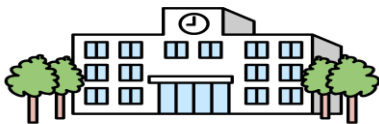


毒物・劇物の 適正な取り扱いについて

～毒物・劇物を業務上取り扱う方のために～



- ・ 毒物・劇物とは、人や動物に対する毒性の強い物ものとして「毒物及び劇物取締法」により指定されている物質のことです。
- ・ これらは、取り扱いを誤ると、たとえ少量でも人の健康を害する物であり、万一流出事故等が発生した場合、多数の人に重篤な危害をおよぼす恐れがあります。
- ・ そのため、法では、毒物・劇物の保管や取扱いについてさまざまな規制を設けて、これらの保健衛生上の危害の未然防止を図っています。
- ・ ここでは、工場、農家、運送業をはじめ病院、学校等その業務上毒物・劇物を取り扱う者が守らなければならない事項について、簡単に説明しています。
- ・ これらをもとに、それぞれの施設に応じた適切な対策を講じ、毒物・劇物による危害の発生を未然防止に努めてください。



姫路市保健所総務課

○ 毒物・劇物について

「**毒物**」…毒物及び劇物取締法(以下「法」といいます。)別表第一に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの

◇ 次のような薬品が**毒物**に指定されています。

黄燐、無機シアン化合物、水銀、砒素化合物、フッ化水素、アジ化ナトリウム…等

「**劇物**」…法別表第二に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの

◇ 次のような薬品が**劇物**に指定されています。

アニリン、アンモニア、塩化水素(塩酸)、塩素、過酸化水素、キシレン、クレゾール、クロロホルム、メチルエチルケトン、酢酸エチル、萘酸、硝酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、トルエン、二硫化炭素、フェノール、ホルムアルデヒド、クロム酸塩類(クロム酸カリウム等)、メタノール、臭素、沃素、硫酸、有機シアン化合物(アセトニトリル等)…等

「特定毒物」…**毒物**であって、法別表第三に掲げるもの

<特定毒物に指定されている薬品の具体例>

四アルキル鉛、パラチオン、メチルジメトン、メチルパラチオン、モノフルオール酢酸…等

毒物劇物 取扱い上注意点

- ◆ 毒物劇物は厳重な管理下で保管する
- ◆ 毒物劇物が盗難、紛失、飛散及び流出した場合の措置を想定し、あらかじめ対策する。
- ◆ 毒物劇物の容器に、赤地に白文字で「**医薬用外毒物**」白地に赤文字で「**医薬用外劇物**」の文字、成分名、含量及び分量を表示する。
- ◆ 毒物劇物を廃棄する場合…中和等により毒物劇物でない物にして廃棄する。
- ◆ 毒物劇物を購入する場合…身元を明らかにし、店舗から提示された「譲受書」に捺印が必要です。
- ◆ 毒物劇物を他者に渡すとき…販売業の登録が必要です。
- ◆ 「特定毒物」を使用・所持する場合…特定毒物研究者許可が必要です

目次

- 1 毒物劇物を貯蔵・保管する場合の注意点
 - (1) 盗難・紛失防止のための保管・管理方法
 - (2) 飛散、漏洩及び流出防止のための保管・管理方法

- 2 盗難、紛失、飛散及び流出に対する備え
 - (1) 緊急連絡・通報体制を整備しておく。
 - (2) 被害を拡大させないための措置とその準備をしておく。

- 3 毒物劇物の表示
 - (1) 容器及び被包への表示
 - (2) 保管・貯蔵場所への表示

- 4 毒物劇物の廃棄

- 5 毒物劇物を購入(販売・授与)する場合の注意点
 - (1) 購入する場合
 - (2) 参考 (販売・授与する場合)

- 6 毒物劇物を他者に販売(授与)する場合

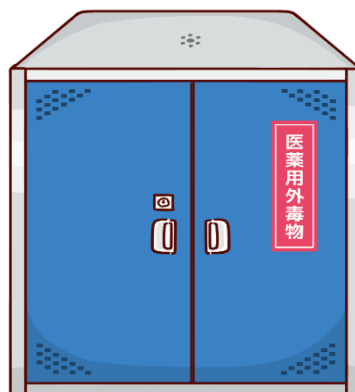
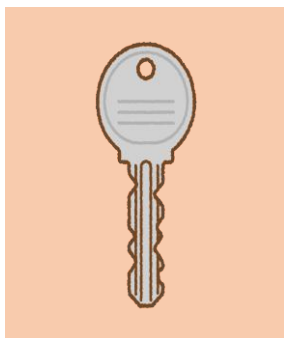
- 7 その他
 - (1) 立入検査について
 - (2) 法規制のあらまし

1 毒物劇物を貯蔵・保管する場合の注意点

(1) 盗難・紛失防止のための保管・管理方法

【法第11条（毒物又は劇物の取扱）、法施行規則第4条の4（清掃所等の設備）】

- ア 毒物劇物の管理・監督者を決めておく。
毒物劇物を取り扱う上での安全確保について責任を持つ者を決めておく。
- イ 保管場所は敷地境界線から離れた場所、一般の人が容易に近づけない場所に設置する。
保管場所は、管理・監督者の目の行き届くところに設置する。
- ウ **毒物劇物専用の**堅固な設備に保管する。
- エ 貯蔵設備（保管庫）には施錠する。
- オ 鍵の管理を徹底する。



カ 「管理簿」を作成し、定期的に在庫量を確認する。

医薬用外毒物劇物管理簿							
毒物 劇物	品名	塩酸	規格	35%			
	最大保管量			2L			
年月日	受入量	使用量	在庫量	使用者	責任者	備考	
R5. 4. 1			180ml		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	前頁前月から引き継ぎ	
R5. 4. 12	500ml		680ml		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	△△薬品(株)から購入	
R5. 4. 22		10ml	670ml	○ ○	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1年生実験準備	
R5. 4. 23		80ml	590ml	○ ○	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1年生実験	

(2) 飛散、漏洩及び流出防止のための保管・管理方法

【法第11条第2項（毒物又は劇物の取扱）、法施行規則第4条の4（清掃所等の設備）】

- ア 震災対策として
 - ・ 保管庫には、転倒防止措置を講ずる。
 - ・ 保管庫内の薬品が転倒、落下、容器破損しないような設備を設ける。
- イ タンク貯蔵設備は、防液堤を設ける等、「タンクの構造設備基準※」を遵守する。
※ 昭和52年10月20日付薬発第1175号、昭和56年5月20日付薬発第480号（昭和60年4月5日付薬発第377号により改正）
- ウ 毒物劇物を保管又は使用する場所の床面は、毒物劇物が床にしみ込まない構造にする。
- エ 毒物劇物を含有する粉じん、蒸気又は廃水の処理に要する設備又は器具を備える。

2 盗難、紛失、飛散及び流出に対する備え

【法第17条(事故の際の措置)】 万一の事故発生に備え

(1) 緊急連絡・通報体制を整備しておく。

ア 飛散・流出等

⇒ 保健所、警察署又は消防機関

イ 盗難

⇒ 警察

(2) 被害を拡大させないための措置とその準備をしておく。

万一の事故に備えて、応急措置用の器具・資材の整備、連絡先の把握、従業員の教育訓練等を普段から徹底しておくことが大切です。

3 毒物劇物の表示

【 第12条(毒物又は劇物の表示)】

(1) 容器及び被包への表示

毒物 には → **医薬用外毒物**

劇物 には → **医薬用外劇物**

- ・ 別の容器に移し替えて保管するときや、調製した物を保管する場合、その容器にも表示する。
- ・ 内容物の取り違え等を起こさないように薬品の成分名、含量、分量も記載する。

(2) 保管・貯蔵場所への表示

貯蔵場所にも「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示義務がある。

4 毒物劇物の廃棄

【 法第15条の2(廃棄)、法施行令第40条(廃棄の方法)】

毒物劇物ではない物にしてから廃棄する。

- ⇒ 「毒物劇物の廃棄の方法に関する技術上の基準」やSDSに従い、中和、加水分解、酸化、還元、希釈等の方法により毒物劇物に該当しない物とする。
- ⇒ 加えて、下水道法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、他の法律にも抵触しないようにする。
- ⇒ **自己処理できない場合は、知事の認可を受けた産業廃棄物処理業者に廃棄委託する。**

5 毒物劇物を購入(販売・授与)する場合の注意点

【法第14条(毒物又は劇物の譲渡手続)、法第15条(毒物又は劇物の交付の制限等)、施行規則第12条の2】

(1) 購入する場合

- ア 毒物劇物は、毒物劇物販売業の登録を受けた店舗から必要最小量を購入してください。
 - イ 購入の際は、必要事項を記載し、(毒物劇物営業者以外の者に販売・授与する場合は購入者の印を押した)書面(譲受書)の提出が必要です。
- ※ 身分証明書による身元確認や使用目的等を確認される場合があります。

【譲受書に必要な記載事項】

- 毒物劇物の名称及び数量
- 販売・授与の年月日
- 譲受人の氏名、職業、住所(法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地)

(2) 参考 (販売・授与する場合)

- ア 身分証明書により購入者が18歳未満でないことを確認し、また使用目的に不審な点がないか安全な取扱いに不安がないかを確認の上、必要最小量を販売すること。
- イ 引火性、発火性、爆発性の毒物劇物であって政令で定めるものを販売する場合は必ず住所、氏名等を確認すること。
- ウ 提出を受けた譲受書は5年間保存すること。ただし、登録の有無を必ず確認してください。

6 毒物劇物を他者に販売(授与)する場合

→ **毒物劇物販売業の登録が必要です。**

法第3条第3項(禁止規定)

毒物劇物販売業の登録を受けた者でなければ、毒物・劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

ただし、毒物劇物製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物・劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、授与し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列するときは、その限りでない。

※ 毒物劇物販売業の登録については、姫路市ホームページ「毒物劇物販売業の登録申請等」をご確認ください。(「姫路市 毒物劇物」で検索)

7 その他

(1) 立入検査について

【法第18条(立入検査等)】

毒物劇物を使用・保管している事業所には、毒物及び劇物取締法に基づき毒物劇物の取扱状況について、姫路市保健所の毒物劇物監視員による立入検査が行われることがあります。

(2) 法規制のあらまし

法規制のあらまし		許可または登録	届出	取り扱い遵守事項
毒物 劇物 営業者	製造業者	○		○
	輸入業者			
	販売業者			
特定毒物研究者 特定毒物使用者 <small>(四アルキル鉛などを取り扱う者)</small>		○		○
毒物 劇物 業務上 取扱者	一定の条件に該当する		○	○
	・電気メッキ業者			
	・運送業者			
	・しろあり防除業者			
上記以外の者 <small>(工場、農家、学校、 病院等)</small>			○	
その他 (一般家庭等)				○(廃棄等)

姫路市保健所総務課

TEL 079-289-1631

令和5年7月作成

令和5年12月改訂